・・・INFORMATION・・・

お知らせコーナー

町内から通学している高校一・二年生と保護者の皆さんへ

仁淀川町高等学校通学費助成について

この制度は町内から高等学校に通学する生徒の通学費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

資格

1. 平成22年4月に高等学校の第1学年に入学した生徒であること。または、平成21年4月に高等学校の第1学年に入学し、現在在学している生徒であること。
2. 町内から高等学校に通学している生徒であること。(通学方法は問いません)

※ただし、生徒の保護者が、町内に6カ月以上住所を有し、生徒の属する世帯が町税に滞納がないこと。

支給額
年額6万円（月額5千円）を上限とする。

支給時期
平成23年3月の予定

必要書類
高等学校通学支援助成金申請書、住民票の写し、在学証明書、通学届出に関する学校長の証明書

申請締め切り
平成23年1月31日（教育委員会または各教育事務所必着）

町内に住所がある方で該当すると思われる方には、町教育委員会から申請書を12月初旬頃お送りします。書類が届かない方は教育委員会へご連絡ください。

問い合わせ
仁淀川町教育委員会
☎35・0019

シルバー人材センター臨時職員募集

仁淀川町シルバー人材センターでは臨時職員を募集しています。関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。

勤務形態
月15日勤務

勤務時間
10時～16時（月～金）

業務内容
シルバー人材センター業務全般（現場調査確認、連絡調整、事業・会計事務など）

雇用保険
有り

必要資格
普通自動車免許必要（オートマ限定不可）
パソコン操作のできる方

申込期日
11月17日（水）までに履歴書を送付

履歴書送付先・問い合わせ
〒781―1501
仁淀川町大崎214番地
仁淀川町シルバー人材センター事務局
☎35・0207

高知県公立学校臨時教員募集

県教育委員会では次のとおり公立学校の臨時教員（常勤講師・非常勤講師）志願者を募集しています。

職務内容

常勤講師（期限付講師）
公立小・中学校、県立学校の産休・育休・病休等の補充教員として勤務します。

非常勤講師（時間講師）
小・中学校の教科、高等学校の教科・科目の授業時間だけ勤務します。

雇用期間

常勤講師
産休・育休・病休等の補充の期間（最長約1年間）

非常勤講師
最長約1年間、週当たり数時間から10時間

資格
採用時に有効な教員免許状（臨時免許状を含む）を有する者

待遇
公立学校職員の給与に関する条例に準じて支給します。

願書・募集要項の配布場所
高知県教育委員会事務局教育政策課、東部・中部・西部各教育事務所、町教育委員会ほか

※県教育政策課のホームページからも応募書類の様式をダウンロードできます

応募方法
志願書、志願調査票および申告書等を提出

提出期限
平成23年3月14日（月）
（平成23年4月初旬の採用希望の方）

※なお、年度途中の採用については、それ以降でも出願を受け付けます

提出先・問い合わせ
高知県教育委員会事務局教育政策課人事企画担当（中屋・石田）
〒780―0850
高知市丸ノ内1―7―52
☎088・821・4568

最低賃金改正のお知らせ　本県は642円

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月27日から施行することとしました。

この決定により、10月27日以降分として労働者に支払う賃金は、**1時間642円以上**としなければなりません。

問い合わせ
高知労働局（賃金室）
☎088・885・6024
須崎労働基準監督署
☎0889・42・1866

高知県暴力団排除条例を制定

県は、公共工事などの県のすべての事務・事業から暴力団を排除するなど、率先して暴力団の排除のための措置を行います。

罰則の対象となります
・青少年の健全な育成を図るため、学校などの施設から200メートルの区域内で暴力団事務所を開設・運営することが禁止されます！

勧告・公表の対象となります
・事業者は、暴力団の威力を利用する目的や活動に協力する目的などで、暴力団員等に金品を渡すことが禁止されます！

・不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引をすることが禁止されます！

・祭礼や花火大会などの行事主催者は、露店出店者が暴力団員等であることを知って、露店を出店させることが禁止されます！

条例の施行日
平成23年4月1日

詳しくは、県警ホームページまたは県警察本部組織犯罪対策課暴排第2係まで
☎088・826・0110

放送大学4月生募集のお知らせ

放送大学では、平成23年度第1学期（4月入学）の学生を募集しています。

放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。資料を無料で差し上げていますので、お気軽にご請求ください。

・15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

・18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、学力試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して124単位以上を修得し、卒業すると、学士（教養）の学位を取得できます。

・1つの分野を体系的に学びたい方には「放送大学エキスパート」を実施しています。

出願期間
平成23年2月28日まで

資料請求・問い合わせ
放送大学高知学習センター
☎088・843・4864
ホームページ
http://www.ouj.ac.jp

戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留に対する特別給付金の請求受け付けが、平成22年10月25日から始まりました。

平和祈念事業特別基金から対象者の方に請求書類をお送りしています。まだお手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

対象者
戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方

請求受付期間
平成24年3月31日まで

問い合わせ
独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金担当
☎0570・059・204（ナビダイヤル）
☎03・5860・2748（IP電話、PHS）

受付時間
平日9時～18時（土日祝日はご利用いただけません）

インフルエンザから身体を守ろう

昨年、従来からの「季節性インフルエンザ」に代わり、海外で発生した「新型インフルエンザ」が猛威を振るったことは、まだ記憶に新しいと思います。今まで一度も流行したことのないウイルスが原因で、誰も抵抗力を持っていなかったために大流行が起こりました。

これからの季節は、インフルエンザの流行する時期ですので、覚えておいてほしいインフルエンザのポイントをお知らせします。

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスが身体の中で増えて、熱やのどの痛みなどの症状を引き起こす病気です。

感染経路

インフルエンザが人から人へうつる感染経路には、主に二つあります。

①飛沫感染

感染している人のくしゃみや咳、つば等のしぶきに含まれるウイルスを、鼻や口から吸い込むことによって感染します。しぶきは、二㍍程度の距離まで飛ぶ可能性があります。

②接触感染

感染している人のつばや鼻水が手、ドアノブ、つり革などに付いてから、他の人の手に付着し、その手で口・鼻・目の粘膜に触れることで感染します。

かからない工夫とうつさないエチケット

○手洗いとうがいを励行しましょう

日頃から実行していることと思いますが、身体についたウイルスを取り除くための、こまめな手洗いとうがいが最も大切です。手を洗う時は、石けんを使って最低十五秒以上、指の間や手首も含めて念入りに洗い、流水で流し、清潔なタオルなどで水分を十分に拭き取ってください。

○人込みを避けましょう

咳やくしゃみをしている人の側にいると、そのしぶきを吸い込んで感染する可能性があります。流行している時期には、人と人の接触を減らすために、人込みを避けることも有効です。

○予防接種を受けましょう

インフルエンザの予防には予防接種が効果的です。感染した時に、発症を抑えたり、症状が重くなることや死亡するのを防いでくれます。予防策の一つとして、早めに予防接種を受けるようにしましょう。（ただし、予防接種をしても、感染を完全に防ぐことはできません）

○咳エチケットを守りましょう

感染している人の心遣いが、流行の拡大を防ぎます。他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。くしゃみをする時は口と鼻を覆い、他の人から顔を背けて一㍍以上離れる、鼻水・痰を含んだティッシュはすぐに捨てるなども心がけてください。

これらの予防法に併せて、普段から体力や抵抗力を高めるため、過労をさけ十分な睡眠や休養とバランスの良い食事を取ることにも気をつけ、インフルエンザから身体を守り、この冬を元気に過ごしましょう。

予防接種を受ける前には必ず手続きを

十月から、インフルエンザ予防接種が始まりました。今年は「季節性」と「新型」の両方に対応した混合ワクチンが接種できます。

町では、接種者全員に対して接種費用の減免を行いますので、必ず事前に手続きを行ってください。詳しい内容については、各世帯に配布したチラシをご覧ください。

減免窓口・問い合わせ

仁淀川町保健福祉課
☎３５・０８８８
池川総合支所健康福祉課
☎３４・２１１２
仁淀総合支所健康福祉課
☎３２・１１３２